

ない。  
【問】水道管の耐用年数は。

【答】40年間が基本。5年後に高山地域の15%が老朽化するのに入れ替えが必要となる。

【問】指定管理との関係で特に大きな問題はなかったか。

【答】特にない。

諮問第1号  
地方自治法第229条  
第4項の規定に基づく  
異議申し立てに関する  
諮問について

平成22年5月28日付で、奥飛騨温泉郷にある宿泊施設より下水道使用料の減免返還を求めた申請が市に提出されました。平成19年9月から平成21年9月まで、計測された井戸水が地下漏水により下水道管に流れ込んでおらず、下水道施設を使用していなかったため、すでに支払っている1800万円の下水道使用料金を返還するように求めた申請です。漏水による料金の減

免は、下水道使用料条例において、市長が「公益上その他特別の理由がある」と認められた場合は「使用料を減額し、または免除することができるとなっている」ですが、「下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の漏水に係る水量認定基準」のなかで「同一原因による漏水等が複数月にわたる場合であっても量が最も大きい一月に限り適用する」ことを定めています。

下水道使用料条例にある「そのほか特別な理由」や認定基準の中にある「特別な事情のあるものについての特別措置」は、「災害等の被災者や貧困等」を想定しており、これらの規定を適用することは適切でないと考えたことから、市は特別な減免は認められないと判断し、「一原因1カ月の減免規定」により2ヵ月分224万3377円を返還するように決定しました。

申立人はこの決定を不服として、見直しを求める異議申し立てがなされ、今回、市より議会に諮問されました。主な質疑は次の通りです。



地下漏水の現地視察

問題ないという理解でよいのか。  
【答】現規定の中ではやむを得ないと判断した。  
【問】汚水の流量計の設置費用が高いから設置しなかったとあったが、いくらかかるのか。

【答】メーターが30万円、工事費70万円、計約100万円かかる。

【問】汚水計測装置の設置について自己負担も含めた規定を整備してはどうか。

【答】井戸水等不明な部分については、今後検討していきたい。

【問】ベースは市民あつての行政だ。規則は守らなければならぬが、説明責任はあり、反省すべきは反省しなければならぬ。見解はどうか。

【答】ご指摘のとおり。異常に水量が上がっているときに通知し、それで終わっているところも問題あると思う。市民生活を守る思いがあれば、フォローが必要

要と思う。これからの行政は文書行政でなく、話し合い行政へと変えなければ……。その意味で対応について検証が必要だと思っている。

【問】今までの行政サイドとしての住民に対する指導管理、行政指導の考え方、責任についてはどうか。

【答】平成21年12月に相談書を持ってきたあの対応について、職員のみならず市民に対する親切

心とか適正な対応などが欠けていたのではなにかと反省している。市民への対応は親切心と誠心誠意が大事だと痛感している。今後も上下水、公共料金の適正運営について、公平公正を原則として、その中で、優しさを持った対応を心がけていきたい。

以上のような審査の後、左記の答申書とすることで全員一致しました。

## 諮問に対する答申書

平成22年9月7日付で諮問のあった「地方自治法第229条第4項の規定に基づく異議申し立てに関する諮問」に対する本議会の意見は、下記のとおりである。

1. 減免処分の決定に当たっては、市長が条例とは別に定める減免基準によることが原則である。しかしながら、この件に関しては、減免基準を形式的かつ一律に適用するだけでなく、条例により市長に認められた減免に係る裁量権の行使を検討されたい。
2. 市長と申立者の間において、異議申し立て内容について話し合いの場を持ち、解決に向けて努力すること。また、今後の対応・対策についても十分な協議を行うこと。

以上、高山市議会の意見とする。